

令和
7年度

一般社団法人 県高P安全互助会 加入のご案内

保護者の皆様へ

理事長 古川 憲



会員の皆様には、平素より一般社団法人新潟県高等学校PTA安全互助会の事業に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。令和7年度の「県高P安全互助会 加入のご案内」をお届けします。当会は主に学校管理下における生徒の災害（事故）に対しての共済金の給付、安全普及活動への助成等の事業を行っています。

これまで保護者の皆様や先生方が細心の注意を払われているにも関わらず、残念ながら、学校生活をおくるなかで通学時の自転車事故をはじめ、体育の授業、放課後の部活動、体育祭や文化祭等において、生徒の災害はなかなかなくなりません（令和6年度給付状況は裏面参照）。

これらの災害の中には、勉学を中断しなければならないケースもあり、災害に遭った生徒・保護者の経済的・精神的苦痛は計り知れないものがあります。学校管理下の災害の共済制度としては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが見舞金や医療費の給付を行っていますが、その額は必ずしも十分とはいえません。こうした災害に備えるため、全国組織である「スポーツ振興センター」に加えて、本県高等学校PTA連合会では、平成27年4月より「(一社)新潟県高等学校PTA安全互助会」をスタートさせ、会員から会費を納めていただくことで、共済事業を行ってきました。

現在、県下の高等学校及び中等教育学校の単位PTA 92校40,490人の皆様から加入をしていただき活動をしているところです。私たちの共済事業は、PTAの会員相互が助け合い、災害の発生に伴う保護者の負担を少しでも軽減することで、生徒たちが安全かつ安心して学校教育活動に参加できることを目標として実施されるものです。各校のPTAの会員の皆様及び新入生保護者の皆様におかれましては、県高P連全体で生徒の教育活動を支援していくという本会共済事業の趣旨をご理解いただき、ぜひとも加入をしていただきますようお願いいたします。

学校紹介

県立直江津中等教育学校



PTA環境整備作業 (6月)



チャレンジウォーク受付
ボランティア (9月)



オーストラリア海外研修 (10月)



PTA研修大学訪問 (11月)

「安全普及活動等助成金」の申請について

*安全、健康教育及び健全育成等に関する実践活動（各種講演会の実施、安全普及啓発ポスター等啓発グッズの作成、ユーティリティーコート等安全用品購入等）に、1団体、年間1回を原則とし、3万円を上限として助成します。皆様の応募をお待ちしています。（安全互助会共済の手引き P.35～41を参照）

一般社団法人新潟県高等学校PTA安全互助会

〒950-0965 新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルⅡ-701
TEL 025-384-8244 FAX 025-384-8288 HP : <http://niigatahpta-anzen.jp/>

県高P安全互助会共済制度のあらまし

会員資格

県高P連加盟の単Pの会員で、かつ、独立行政法人日本スポーツ振興センター（スポーツ振興センター）に加入している保護者が対象です。

会費の額

生徒一人あたりの年間会費は以下のとおりです。

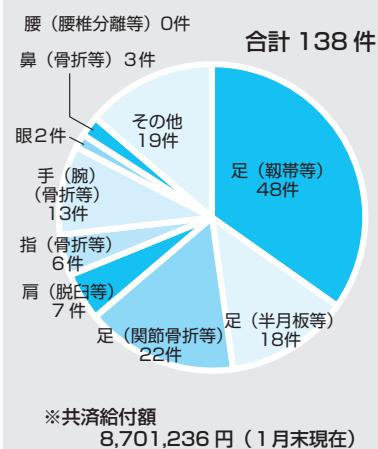
- 全日制 **580円**（内訳 470円（共済掛金）+110円（その他会費））
- 定時制 **290円**（内訳 235円（共済掛金）+55円（その他会費））
- 通信制 **100円**（内訳 70円（共済掛金）+30円（その他会費））

※共済掛金は、共済金の給付や安全啓発活動などの共済事業に充てる費用です。

※その他会費は、県高P安全互助会を運営するのに必要な事業費、管理費に充てる費用です。

※令和5年度より会費が改定されました。

令和6年度（1月末現在）
傷病別（部位別）給付件数



給付の内容

共済金の給付対象と給付金は次の表のとおりです。

共済金等の区分	補償内容	共済金額
①死亡共済金	学校の管理下における活動中の傷害により死亡したとき又は突然死の場合、及び通学中において死亡したとき	200万円（突然死の場合、及び通学中において死亡したときは半額）
②後遺障害共済金	学校の管理下における活動中の傷害により、身体障害の状態（後遺障害）となったとき	スポーツ振興センターの災害給付額の3分の1の金額
③傷病共済金	学校の管理下における活動中の傷害により、入院又は通院したとき	スポーツ振興センターの災害給付額が8万円以上のものについて、その3分の1の金額。ただし、上限30万円
④弔慰金（一般事業）	生徒が死亡したとき	10万円

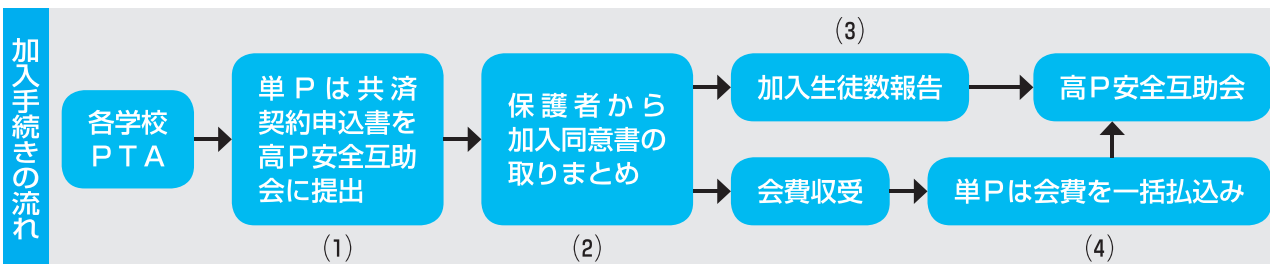
※①②③はいずれもスポーツ振興センターが災害給付を行った場合に限りです。

※具体的には事業方法書（共済規定）に従います。



共済加入の手続き（各学校事務担当者による手続き）

- (1) 共済契約申込書の提出（3月20日までに提出） *第1号様式
各学校（単P）は、共済契約申込書を高P安全互助会事務局に提出してください。
- (2) 保護者の加入同意書の取りまとめ *第2号様式
各学校（単P）は、保護者からの加入同意書を取りまとめて、各学校（単P）ごとに一括して申し込んでください。原則、全員から加入していただくようお願いします。



- (3) 加入者報告書の提出（6月20日までに提出） *第3号様式
各学校（単P）は、加入者数報告書と加入者名簿（生徒名簿）を高P安全互助会事務局に提出してください。
- (4) 会費の納入（6月20日までに払込） *厳守をお願いします
各学校（単P）は、会費を一括して高P安全互助会の口座へ払い込んでください。